



画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

五所川原都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、五所川原市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第七十七条第一項の規定により公告し、次のとおり十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

十和田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

十和田都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、十和田市建設部都市整備建築課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第七十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

三沢都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、三沢市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第七十七条第一項の規定により公告し、次のとおりむつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

むつ都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

むつ都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、むつ市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

平内都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

平内都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、平内町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

蟹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

蟹田都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、蟹田町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、鱒ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十

七条第一項の規定により公告し、次のとおり鱈ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鱈ヶ沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

鱈ヶ沢都市計画区域

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、鱈ヶ沢町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

木造都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

木造都市計画区域

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、木造町建設課、森田村産業建設課、柏村総務課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

浪岡都市計画区域

三 縦覧場所

青森県県土整備部都市計画課、浪岡町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

板柳都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

板柳都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、板柳町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

鶴田都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、鶴田町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

野辺地都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

野辺地都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、野辺地町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

七戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

七戸都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、七戸町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

六戸都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、六戸町企画財政課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

上北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

上北都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、上北町企画課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

東北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

東北都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、東北町企画課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

大畑都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

大畑都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、大畑町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七条第一項の規定により公告し、次のとおり三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

三戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

三戸都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、三戸町ふるさと農村課、南部町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで  
縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、五戸都市計  
画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七  
条第一項の規定により公告し、次のとおり五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の  
方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計  
画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

五戸都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、五戸町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十五条第一項の規定により、階上都市計  
画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画を決定したので、同法第十七  
条第一項の規定により公告し、次のとおり階上都市計画区域の整備、開発及び保全の  
方針に関する都市計画の案を縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計

画の案について、知事に意見書を提出することができる。

平成十五年十二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画の種類

階上都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画

二 都市計画を定める土地の区域

階上都市計画区域

三 縦覧場所

青森県土整備部都市計画課、階上町建設課

四 縦覧期間

平成十五年十二月二十五日から平成十六年一月十六日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市古川一丁目一七番五号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭